

登別市下水道ストックマネジメント計画

登別市都市整備部
下水道グループ
第1期策定 令和 3年 3月
第2期策定 令和 7年 2月
第1回変更 令和 8年 3月

① スtockマネジメント実施の基本方針

【状態監視保全】 … 機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化状況の把握が可能である施設を対象とする。

※ 状態監視保全とは、「施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法をいう。

【時間計画保全】 … 機能発揮上、重要な施設であるが、劣化状況の把握が困難な施設を対象とする。

※ 時間計画保全とは、「施設・設備の特性に応じて予め定めた周期（目標耐用年数等）により対策を行う管理方法をいう。

【事後保全】 … 機能上、特に重要でない施設を対象とする。

※事後保全とは、「施設・設備の異状の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法をいう。

備考）ストックマネジメントの実施にあたっての、施設の管理区分の設定方針を記載する。

② 施設の管理区分の設定

1) 状態監視保全施設

【管路施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
管渠（自然流下） マンホール （蓋含む）	5年に1回の頻度で点検を実施。 点検で異状を確認した場合には調査を実施。	緊急度ⅠまたはⅡで改築を実施。	腐食環境下 （重要施設）
管渠（自然流下） マンホール （蓋含む）	50年に1回の頻度でコンクリート系は調査、樹脂系は点検を実施。 点検で異状を確認した場合には調査を実施。	緊急度ⅠまたはⅡで改築を実施。	一般環境下 （重要施設）
管渠（自然流下） マンホール （蓋含む）	5年に1回の頻度で点検を実施。 点検で異状を確認した場合には調査を実施。	緊急度ⅠまたはⅡで改築を実施。	腐食環境下 （その他施設）
管渠（自然流下） マンホール （蓋含む）	50年に1回の頻度でコンクリート系は調査、樹脂系は点検を実施。 点検で異状を確認した場合には調査を実施。	緊急度ⅠまたはⅡで改築を実施。	一般環境下 （その他施設）

【処理場・ポンプ場施設】 ※貯留施設等を含む

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
スクリーンかす設備	週2～3回点検を実施 概ね10～15年に1度調査を実施	健全度2以下で改築を実施。	
汚水ポンプ設備	週2～3回点検を実施 概ね10～15年に1度調査を実施	健全度2以下で改築を実施。	設備引揚げ
反応タンク設備	週2～3回点検を実施 概ね10～15年に1度調査を実施	健全度2以下で改築を実施。	
最終沈殿池設備	週2～3回点検を実施 概ね10～15年に1度調査を実施	健全度2以下で改築を実施。	水抜き
消毒設備	週2～3回点検を実施 概ね10～15年に1度調査を実施	健全度2以下で改築を実施。	
汚泥濃縮設備	週2～3回点検を実施 概ね10～15年に1度調査を実施	健全度2以下で改築を実施。	水抜き
汚泥脱水設備	週2～3回点検を実施 概ね10～15年に1度調査を実施	健全度2以下で改築を実施。	
脱臭設備	週2～3回点検を実施 概ね10～15年に1度調査を実施	健全度2以下で改築を実施。	
土木・建築躯体	概ね1回/10年の頻度で調査を実施。	健全度2以下で改築を実施。	
土木付帯設備 (内部防食)	概ね1回/10年の頻度で調査を実施。	健全度2以下で改築を実施。	
仕上・建具	概ね1回/10年の頻度で調査を実施。	健全度2以下で改築を実施。	

2) 時間計画保全施設

【管路施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
管渠（圧送管）	標準耐用年数	対象施設の耐用年数に関する知見の蓄積により、今後目標耐用年数を設定

【処理場・ポンプ場施設】 ※貯留施設等を含む

施設名称	目標耐用年数	備考
消火災害防止設備	25年 (文献値 標準耐用年数×3.1)	建築付帯設備
受変電設備	15または31年 (標準耐用年数×1または1.55)	電気設備
自家発電設備	29年 (標準耐用年数×1.9)	電気設備
制御電源及び計装用電源設備	11または15年 (標準耐用年数×1.5または1.57)	電気設備
負荷設備	18または29年 (標準耐用年数×1.8または1.9)	電気設備
計測設備	22年 (標準耐用年数×2.2)	電気設備
監視制御設備	12～29年 (標準耐用年数×1.6～1.9)	電気設備
屋根防水（保護防水）	30年 (文献値 標準耐用年数×3.0)	建築設備

備考) 施設名称を「下水道施設の改築について（令和4年4月1日 国水事第67号 下水道事業課長通知）」の別表に基づき記載する場合にあっては、大分類、中分類、小分類のいずれで記載してもよい。

3) 主要な施設の管理区分を事後保全とする場合の理由

【管渠施設】 管渠	…	取付管・ます 被害規模を勘案すると、破損や部分陥没は道路パトロールなどで早期発見が可能であることから事後保全施設に分類する。
【汚水・雨水ポンプ設備】 ポンプ本体	…	—
【水処理施設】 送風機本体もしくは機械式エアレーション装置	…	—
【汚泥処理施設】 汚泥脱水機	…	—

③ 改築実施計画

1) 計画期間

令和	8	年度	～	令和	12	年度
----	---	----	---	----	----	----

2) 個別施設の改築計画

【管路施設】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区・排水区 の名称	合流・ 汚水・ 雨水の別	対象施設	布設 年度	供用 年数	対象延長 (m)	概算 費用 (百万円)	備考
該当無し							
合計						0	

※ 計画策定時点における供用年数。改築実施時には管渠の処分制限期間である20年を超過。

【処理場・ポンプ場施設】 ※貯留施設等を含む

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理場・ ポンプ場等 の名称	合流・ 汚水・ 雨水の別	対象施設	設置 年度	供用 年数	施設能力	概算 費用 (百万円)	備考
若山浄化 センター	汚水	防水	1990	35	-	22.0	
若山浄化 センター	汚水	建具	1990	35	-	22.0	
若山浄化 センター	汚水	消火災害防止設備	1998 ～2003	22～27	-	7.0	
若山浄化 センター	汚水	スクリーンかす設備	2007	18	-	93.3	
若山浄化 センター	汚水	最終沈殿池設備	1990 ～2006	19～35	-	612.3	
若山浄化 センター	汚水	汚泥脱水設備	1990 ～2009	16～35	-	597.7	
若山浄化 センター	汚水	調質設備	1996 ～2010	15～29	-	79.6	
若山浄化 センター	汚水	制御電源および 計装用電源設備	2006 ～2017	8～19	-	61.3	
若山浄化 センター	汚水	負荷設備	1990 ～1996	29～35	-	122.5	
若山浄化 センター	汚水	計測設備	1996 ～2006	19～29	-	40.1	
若山浄化 センター	汚水	監視制御設備	1989 ～2017	11～36	-	470.1	
若草ポンプ場	汚水	消火災害防止設備	2000	25	-	3.0	
若草ポンプ場	汚水	受変電設備	2000	25	-	1.5	
若草ポンプ場	汚水	自家発電設備	2001	24	-	106.0	
若草ポンプ場	汚水	制御電源および 計装用電源設備	2010	15	-	0.9	
若草ポンプ場	汚水	計測設備	2000	25	-	7.0	
若草ポンプ場	汚水	監視制御設備	2000 ～2001	24～25	-	17.4	
幌別ポンプ場	汚水	監視制御設備	2004	21	-	0.9	
登別ポンプ場	汚水	受変電設備	2006	19	-	1.5	
登別ポンプ場	汚水	計測設備	2007	18	-	4.8	

(1) 処理場・ ポンプ場等 の名称	(2) 合流・ 汚水・ 雨水の別	(3) 対象施設	(4) 設置 年度	(5) 供用 年数	(6) 施設能力	(7) 概算 費用 (百万円)	(8) 備考
登別ポンプ場	汚水	監視制御設備	2006	19	-	0.9	
マンホール ポンプ所	汚水	汚水ポンプ設備	2004 ～2005	20～21	-	19.0	
マンホール ポンプ所	汚水	負荷設備	2004 ～2005	20～21	-	14.2	
マンホール ポンプ所	汚水	計測設備	2004 ～2007	18～21	-	13.3	
マンホール ポンプ所	汚水	監視制御設備	2004 ～2007	18～21	-	12.1	
合計						2330.4	

備考1) 改築を実施する施設のうち、② 1)において状態監視保全施設もしくは時間計画保全施設に分類したものを記載する。

備考2) 対象施設には、改築を行う部位、設備名称を記載する。記載にあたっては、「下水道施設の改築について(令和4年4月1日 国水下水第67号 下水道事業課長通知)」別表の中分類もしくは小分類を参考とする。

備考3) 「下水道施設の改築について(令和4年4月1日 国水下水第67号 下水道事業課長通知)」別表に定める年数を経過していない施設については、備考欄において、同通知に定める「特殊な環境により機能維持が困難となった場合等」の内容について、以下の該当する番号及び概要を記載する。

- ① 塩害など避けられない自然条件あるいは著しい腐食の発生など計画段階では想定しえない特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合
- ② 施設の運転に必要なハード、ソフト機器の製造が中止されるなど、施設維持に支障をきたす場合
- ③ 省エネ機器の導入等により維持管理費の軽減が見込まれるなど、ライフサイクルコストの観点から改築することが経済的である場合
- ④ 高温焼却の新たな導入等により下水汚泥の焼却に伴い発生する一酸化二窒素(N₂O)排出量を削減する場合
- ⑤ 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に規定する「地方公共団体実行計画」に位置付けられ、当該計画の目標達成のために施設機能を向上させる必要がある場合
- ⑥ 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度な処理方法により放流水質を向上させる場合
- ⑦ 下水道施設の耐震化を行う場合
- ⑧ 浸水に対する安全度を向上させる場合
- ⑨ 下水道施設の耐水化を行う場合
- ⑩ 樋門等の自動化・無動力化・遠隔化を行う場合
- ⑪ マンホール蓋浮上防止対策を行う場合
- ⑫ 合流式下水道を改善する場合

備考4) 改築事業の実施にあたっては、別途、詳細設計等において、効率的な手法等を検討すること。

④ スtockマネジメントの導入によるコスト削減効果

概ねのコスト削減額	試算の対象時期	対象施設
約 136.6 百万円 / 年	100	管路施設
約 154.5 百万円 / 年	50	処理場 ポンプ場等
約 291.1 百万円 / 年	-	合計

備考) 標準耐用年数で全てを改築した場合と比較して、②に基づき健全度・緊急度等や目標耐用年数を基本として改築を実施した場合のコスト削減額を記載する。